

## 奥州市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年1月8日

奥州市監査委員 及 川 新 太

奥州市監査委員 松 本 富二郎

奥州市監査委員 及 川 梅 男

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の実施期間

予備監査 平成25年10月4日、7日及び8日

本監査 平成25年10月9日

#### (2) 監査の対象

ア 財政的援助を与えているもの（補助金）

団体名	補助金等名称	担当部課等
奥州えさし国際交流マラソン大会実行委員会	奥州えさし国際交流マラソン大会運営補助金	教育委員会事務局 スポーツ振興課
スポニチ奥州前沢マラソン実行委員会	第30回スポニチ奥州前沢マラソン大会運営補助金	
奥州焼石ファミリーマラソン実行委員会	第23回奥州いさわ焼石マラソン大会運営補助金	

イ 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
(特非)イーハトーブ宇宙実践センター	奥州宇宙遊学館	教育委員会事務局 生涯学習課
(一財)奥州市文化振興財団	奥州市埋蔵文化財調査センター	教育委員会事務局 歴史遺産課
(社)奥州市体育協会	胆沢体育施設	教育委員会事務局 スポーツ振興課

#### (3) 監査事項

平成24年度に市が財政的援助を与えているもの又は公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

#### (4) 監査の目的及び着眼点

財政援助に係る事業又は公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

### 2 監査の結果

#### (1) 財政援助団体

ア 奥州えさし国際交流マラソン大会実行委員会

補助金名称 奥州えさし国際交流マラソン大会運営補助金  
補助金の額 2,550,000円(補助対象事業費 6,965,770円)  
根拠法令等 奥州市補助金交付規則

イ スポニチ奥州前沢マラソン実行委員会  
補助金名称 第30回スポニチ奥州前沢マラソン大会運営補助金  
補助金の額 2,975,000円(補助対象事業費 13,731,706円)  
根拠法令等 奥州市補助金交付規則

ウ 奥州焼石ファミリーマラソン実行委員会  
補助金名称 第23回奥州いさわ焼石マラソン大会運営補助金  
補助金の額 2,550,000円(補助対象事業費 6,150,047円)  
根拠法令等 奥州市補助金交付規則

ア、イ及びウの監査の結果

補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(2) 公の施設の管理(指定管理)

ア (特非)イーハトーブ宇宙実践センター

施設の名称 奥州宇宙遊学館

協定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

指定管理料 13,900,000円(平成24年度)

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州宇宙遊学館条例、同条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

イ (一財)奥州市文化振興財団

施設の名称 奥州市埋蔵文化財調査センター

協定期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

指定管理料 34,603,000円(平成24年度)

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市埋蔵文化財調査センター条例、同管理運営規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

ウ (社)奥州市体育協会

施設の名称 胆沢体育施設

協定期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

指定管理料 27,665,000円(平成24年度)

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、胆沢総合体育館条例、同条例施行規則、胆沢野球場条例、同条例施行規則、胆沢陸上競技場条例、同条例施行規則、胆沢プール条例、同条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

